

伊佐市第5回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成22年8月20日(金) 午前9時から10時40分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室
3. 出席委員 (20名)
会長
会長職務代理者
委員
4. 欠席委員 (1名)
欠席者
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第1号 「辞任願い」の承認について
議案第2号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について
議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について
議案第7号 「非農地証明願」について
6. 農業委員会事務局職員 4名

事務局長 只今から、平成 22 年度第 5 回農業委員会総会を開催します。姿勢を正してください。一同礼。

議長 おはようございます。暑さで大変お疲れのところですが、総会をさせていただきたいと思います。只今の出席委員は 20 名で、14 番委員が欠席でございます。定数に達しておりますので只今から平成 22 年度第 5 回農業委員会総会提出案件について、審議いたします。

本日の議事録署名者を任命いたします。4 番委員と 5 番委員にお願いいたします。

議事に入る前に（1）諸般報告 報告番号 1 「農地法第 18 条 6 項の規定による通知」について、事務局に報告を求めます。

事務局 報告 1 号「農地法第 18 条 6 項の規定による通知」につきまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約並びに農地法第 3 条による賃借権の合意解約について、ご報告いたします。資料の 1 ページから 2 ページでございます。

利用権の合意解約につきまして、整理番号 1 番から 4 番まで、4 件ありました。

以上報告いたします。

議長 報告 2 号「農用地利用目的変更」について、事務局の報告を求めます。

事務局 2 - 1 頁であります、報告 2 号「農用地の利用目的変更」での形状変更について、報告させていただきます。

整理番号 1 番 農地利用目的変更の申請人は、鹿児島市魚見町に居住であります。

土地の所在地は、伊佐市菱刈字宮牧で地目は田であります。

形状変更面積は、262 m²で全面宅地より 2 m 程度低く、耕耘はしてありますが、作物を植えた痕跡はありません。田としては、水利が無いため水田として利用することが出来ない状況であります。

現況は、北側が南方神社、東・南側は居宅で申請地は実質この方が管理されているようであります。西側は田となっております。

この申請地につきましては、8 月 11 日事務局で現地調査を行な

いました。農地の現況は水路が無く田として利用が出来ない、嵩上げて畑地として利用することが、今後この農地の利便性が高まるとして確認いたしたところであります。

次に整理番号2号について報告させていただきます。申請者は、伊佐市大口曾木に居住されており自治会は曾木中央であります。

土地の所在は大口曾木字本屋敷の田であります。

形状変更面積は334㎡で現在嵩上げされている状況で、自宅の菜園として利用されております。この申請は、新規に自宅を建設する事で、事務局に相談がありました。そこで居宅建設の隣の農地この申請地であります。田であることを指摘され、分筆において一部を農地法4条で農機具倉庫を建設するための宅地へ、一部この申請地を形状変更において畑へと申請を行なうものとするものであります。

申請地周辺の状況は、東側は田と宅地、西側は水路、南側が宅地、北側は田となっております。

この申請地について、8月11日事務局が現地調査を行ないました。

現在畑として利用されており、周辺農地は自己所有地で在るため、別段支障はないと考えられます。

以上報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

只今から議事に入ります。

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意志決定について、ご説明致します。

利用権設定につきまして、6-1ページの利用権設定総括表によりご説明いたします。

期間は2年8ヶ月から5年8ヶ月で、面積の合計は、田1,858㎡、畑40,427㎡の、計42,285㎡です。利用権の設定をする者の数9人、設定を受ける者の数6人です。

土地の明細書等につきましては、3ページ～6ページ整理番号1番から9番のとおりです。ご覧ください。

議長

以上審議方よろしくお願ひいたします。

只今の説明にご異議はありませんか。
(異議なしの声有り)

異議がないようですので採決をいたします。
議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に賛同される方挙手をお願いします。

(全員挙手)

よって原案通り、決定といたします。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、を議題といたします。

現地調査の報告を求めます。

整理番号1番について、10番委員報告をお願いいたします。

10番

整理番号1番と2番を報告いたします。

譲渡人が海外に居住されるという事で、土地の売買をされ、整理番号1番と、整理番号2番が購入された事による申請です。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号1番につきまして、去る16日、受人立会いの元10番が現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請人で受人は伊佐市大口大島に居住され自治会は大島北であります。受人の経営面積は5,024㎡を耕作され、農作業従事者3人であります。

申請地は大口公設市場の北100mに位置し、大口大島字炎川、地目は田、地積は728㎡で売買において、取得されるものであります。

受人は経営意欲もあり、農機具等も全て完備されています。

以上の理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたしまして報告を終わります。

整理番号2番について、去る15日に受人立会いの元10番が現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請人は大口下殿に居住され、自治会は並木であります。受人の経営面積は 24,656 m²を耕作され、農作業従事者 2 人です。

申請地は大口公設市場から北へ 300m に位置し、現況は田で、渡人は転作地として利用されております。隣地は受人が耕作されており、今回売買において取得されるものです。申請地は大口大島字平岩、地目は田、地積は 393 m²です。

受人は経営意欲もあり、農機具等も全て完備されています。

以上の理由により、当申請は農地法第 3 条 2 項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして報告を終わります。

議 長

只今の報告にご異議はありませんか。

(異議なしの声有り)

異議がないようですので採決をいたします。

整理番号 1 番ついて、賛同される方挙手をお願いします。

(全員挙手)

よって決定といたします。

整理番号 2 番ついて、賛同される方挙手をお願いします。

(全員挙手)

よって決定といたします。

整理番号 3 番ついて、19 番委員にお願いいたします。

1 9 番

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号 3 番について、8 月 16 日に現地調査を行いましたので 19 番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は 72 歳です。渡人は、東京都日野市高幡に居住されており、年齢は 78 歳であります。

申請地は、伊佐市大口牛尾堂ノ迫、同じく字上ノ原、同じく字二重畑、地目は畑で、地積は合計 866 m²で、売買であります。

受け人の経営面積は 223,670 m²で、取得可能面積であります。農作業従事者は 2 名で、申請地までの耕作距離は 1,500m 位です。

経営意欲はあり、農機具等も完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

なお、添付書類として全部事項証明書・字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

議 長

只今の報告にご異議はありませんか。

(異議なしの声有り)

異議がないようですので採決をいたします。

整理番号3番ついて、賛同される方挙手をお願いします。

(全員挙手)

よって決定といたします

整理番号4番ついて2番委員にお願いいたします。

2 番

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号4番について、去る8月12日に現地調査を行いましたので2番が報告いたします。

譲受人伊佐市菱刈川南に居住され、自治会は地築地下で、年齢は30歳です。譲渡人は伊佐市菱刈川北に居住され、年齢が52歳です。

申請地は伊佐市菱刈前目字永山、地目は田で、地積は2,966㎡、売買による所有権移転であります。受人の経営面積は8,934㎡で、取得可能面積です。農作業従事者は4人で通作距離は1,300m、現況は良く管理されており、現在申請人のお父さんが、小作されている田であります。経営意欲はあり、農機具も完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書などが添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。

議 長

只今の報告にご異議はありませんか。

(異議なしの声有り)

異議がないようですので採決をいたします。

整理番号4番ついて、賛同される方挙手をお願いします。

(全員挙手)

よって決定といたします

整理番号5番ついて19番委員にお願いいたします。

1 9 番

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号5番ついて、去る調査日8月16日に現地調査を行ないましたので、19番が報告いたします。

受人は、伊佐市大口牛尾に居住され自治会は牛尾であります。渡人伊佐市大口山野に居住、年齢96歳です。

申請地は今まで、受人が耕作されていた田であります。伊佐市大口牛尾字堂ノ迫、外2筆であります。地積は3,846㎡です。売買であります。受人の経営面積は223,670㎡で、農作業従事者は2名で、通作距離は500m、現況は良く管理された水田であります。耕作意欲も充分あり、農機具も完備されております。

添付資料も全て揃っております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。

議 長

只今の報告にご異議はありませんか。

(異議なしの声有り)

異議がないようですので採決をいたします。

整理番号5番ついて、賛同される方挙手をお願いします。

(全員挙手)

よって決定といたします

次に、整理番号6番について、7番委員にお願いいたします。

7 番

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号6番について、7番が8月16日現地調査を実施しましたので調査結果を報告いたします。

譲受人 47 歳は、伊佐市大口下殿、自治会は下殿に居住され、日本ハムフードパッカーに勤務し農業を兼業されております。

譲渡人 71 歳は、伊佐市大口曾木に居住され農業をされております。譲受人の叔父さんに当たります。

申請地は伊佐市大口下殿字権現原、田、面積は 1,474 m²です。売買による所有権移転であります。

経営面積は 20,204 m²、農作業従事者は 3 人です。

申請地の位置は、良く管理された水田です。20 年前地から申請者の家族が耕作されていたとのことでした。

農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、乗用モアアを所有されております。

申請地は自宅から 500m 所にあり問題はありません。受人の洋一さんは規模拡大という申請理由であり耕作意欲はあります。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条 2 項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付資料として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

只今の報告に異議は御座いませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。整理番号 6 番に賛同される方挙手をお願いいたします。

(全員挙手)、

よって決定といたします。

次に、整理番号 7 番について、17 番委員にお願いいたします。

1 7 番

議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号 7 番について、17 番が報告をいたします。現地調査日が、8 月 17 日です。

譲受人が伊佐市菱刈南浦にお住まいの、年齢 61 歳、譲渡人は、伊佐市菱刈川南にお住まいです、申請者の関係は従兄弟同士でございます。

申請地は伊佐市菱刈南浦字柳野 3 筆で、面積が田、3,640 m²でございます。受人の経営面積が 6,983 m²、法律関係は所有権売買移転です。受人の農作業従事者は 2 人です。

申請地は南浦柳野集落の中心地に位置しており、現況は水稻作付中ではありますが、第 3 者が耕作されていますが、本日の報告の中で合意解約がなされております。規模拡大という申請理由であり、耕作意欲は充分でございます。また、農機具も完備しています。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条 2 項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付資料として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

只今の報告に異議は御座いませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。整理番号 7 番に賛同される方挙手をお願いいたします。

(全員挙手)、

よって決定といたします。

整理番号 8 番について、5 番委員にお願いいたします。

5 番

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号 8 番ついて、5 番が 8 月 13 日に現地調査を実施しましたので調査結果を報告いたします。

譲受人は伊佐市菱刈徳辺に居住され、譲渡人は、愛知県津島市橘町に居住され 73 歳です。関係は譲受人の従兄弟の叔父さんにあたるということで、現在まで譲受人が耕作されており、今回所有権移転売買で申請がされております。

申請地は伊佐市菱刈徳辺字山下、田でございます。面積は 2,928 m²です。受人の経営面積は 26,364 m²です。農作業従事者は申請者夫婦と子供さん夫婦の 4 人です。

申請地の位置としましては、268 号線の徳辺交差点より 2 分位

の所に位置しております。

受人は増反という申請理由で、耕作意欲はあり農機具等は完備されております。外にも農地があれば購入をしたいと意欲充分の話をされました。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付資料として全部事項証明書・字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

只今の報告に異議は御座いませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。整理番号8番に賛同される方挙手をお願いいたします。

(全員挙手)、

よって決定といたします。

整理番号9番について、4番委員にお願いいたします。

4番

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号9番について、去る16日、現地調査を行ないましたので、4番が報告いたします。

譲受人は伊佐市大口白木に居住されており、66歳で、自治会は白木であります。

譲渡人は、大分市明野東に居住されており、80歳であります。

申請地は、伊佐市大口白木字大見取、田、1,234 m²で、現在、譲受人が耕作をしております

申請地の位置は、国道447号から白木神社に入る道路の反対側にありまして、譲受人の住宅の前に位置し、圃場整備された管理の行き届いた田であります。東と西側が田で、北と南側が道路となっています。

譲受人の経営面積は、5,536 m²、農業従事者は2人で、所有権移転は売買によるものであります。

譲受人は、建設業を営む兼業農家ですが、農業に意欲が

あり、農機具は完備しております。

以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われるので、許可相当と思われます。

添付書類としまして、全部事項証明書、位置図、委任状等が添付されております。

委員皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

議 長

只今の報告に異議は御座いませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。整理番号9番に賛同される方挙手をお願いいたします。

(全員挙手)、

よって決定といたします。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」は申請件数11件、決定件数9件、取り下げ件数2件とします。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、議題といたします。現地調査の報告を求めます。

整理番号1番につきましては取り下げがございましたので、整理番号2番について、18番委員をお願いいたします。

1 8 番

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番を8月16日、7番委員・10番委員、私と測量士の立会いの元現地調査を行いました。

申請人は伊佐市大口里にお住まいです。

申請地は伊佐市大口里字羽祢田島、田、3.67㎡で、あゆみ保育園の北100mに位置し、本日申請の5条で、宅地申請のため測量したら、農道に30cm位田んぼ面積が入り込んでいる状況で、田の畦畔部分で農道が狭く、車両の通行に不便なため、農道として残して欲しいということで、通路として、2,534番地5を農道に沿って30cm幅を文筆して、申請されたものです。

議	長	<p>只今の報告に異議は御座いませんか。 同伴者付則はありませんか。 はい、7番委員</p>
7	番	<p>わずかに水田が残るわけです。これだけ残ってもどうしようもないので、道路に提供すると言うことで、転用申請されるものです。</p>
議	長	<p>外に意見は御座いませんか。 (なしの声多数) 異議が無いようですので採決を致します。整理番号2番に賛同される方挙手をお願いいたします。 (全員挙手)、 よって決定といたします。</p> <p>整理番号3番について、4番委員をお願いいたします。</p>
4	番	<p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号3番を8月16日、2番委員・9番委員、私と申請人戸田銀彌さん元立会いの元共同調査を行いましたので、4番が報告いたします。</p> <p>申請人は、伊佐市大口曾木1に居住され64歳で自治会は曾木中央であります。</p> <p>申請地は伊佐市大口曾木字本屋敷、田216㎡と成っていますが、現況は数十年前から畑ということであります。</p> <p>転用目的は、農機具の倉庫を建設するものであります。</p> <p>現在あります農機具の倉庫を取り壊して、一般住宅を建てることに成ったので、その代わりに農機具の倉庫を建てるもので、計画も妥当であるため、実現は確実と思われます。</p> <p>資金の調達につきましては、自己資金のため問題は無いものと思われます。</p> <p>申請地の位置は、東側が国道、西側が畑、北と南側が宅地であります。</p> <p>添付書類としまして、全部事項証明書、位置図、配置図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、委任状等が添付されております。</p>

議 長

以上のようなことから、3人協議しました結果、転用はやむを得ないものと判断をいたしました。

委員皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

只今の報告に異議は御座いませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。整理番号3番に賛同される方挙手をお願いいたします。

(全員挙手)、

よって決定といたします。

整理番号3番について、12番委員をお願いいたします。

1 2 番

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について報告いたします。調査日は8月16日、17番委員・20番委員、が調査いたしました。

申請人は、62歳です。

申請地は伊佐市菱刈南浦字岩坪、外1筆です。面積は田 1,983 m²、畑 1,9055 m²合計 3,588 m²です。転用目的は牛舎、尿留、酪農舎でございます。

申請地は、本城スカラーの信号を岩坪方面へ、柏原商店手前を右へ400m位入った所です。

資金については、スーパーL資金 2,300 万位融資を受けるとのことでした。

転用行為の妨げとなることはありません。

転用目的は、牛舎で乳牛60頭の予定です。

農地以外の土地利用の見込みはありません。

計画面積の妥当性は、全体計画面積は 3,588 m²であるため妥当であると思われます。

周囲への農地等に支障はありません。申請地の東側は住宅、西側は山林、南側は住宅の入り口で北側は田で、周囲はほとんど自宅と牛舎です。

添付書類等全て揃っています。認定農業者であり親子4人で、一所懸命されておりました。

以上のような理由から、調査員といたしましては許可相当かと

議長

思われます。

委員皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

只今の報告に異議は御座いませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。整理番号3番に賛同される方挙手をお願いいたします。

(全員挙手)、

よって原案通り決定といたします。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」は申請件数4件、決定件数3件、取り下げ1件と致します。県農業委員会に諮問いたします。

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、議題といたします。現地調査の報告を求めます。

整理番号1番につきまして9番委員をお願いいたします。

9番

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番号について、去る16日、2番と、4番、9番委員で調査いたしましたので9番が行ないます。

譲渡人は伊佐市大口大田にお住まいでございます。譲受人は伊佐市大口下殿にお住まいでございます。

申請地の所在は伊佐市大口下殿字包ノ原、田、面積939㎡と、同じく包ノ原、田、40㎡で、計979㎡を山としてクヌギを植えるということで申請されております。

譲渡人が親から遺産相続で、この土地を譲り受けたが、農業をしていない状況で距離的にも通作しがたい、なお水利が悪く耕作不能で現況も雑草地である。今回、申請人が譲受け、クヌギを植林しキノコを生産する目的のものです。

申請場所は羽月小学校校門近くの信号を、西方向に約1km程の道路沿いで、東は宅地、西は申請人の宅地、北は地目畑でしょうが竹が生い茂った荒地、南側は道路です。

現地の状況は、湿田で未耕作地です、田としての利用は難しいのではないかと考えられます。

以上のような理由により、許可相当と判断いたしました。

添付資料といたしまして、全部事項証明書、字図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する契約書、など添付してあります。

委員の皆様方のご審議をお願いして報告を終わります。

議 長

只今の報告に異議は御座いませんか。

(なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。

整理番号1番に賛同される方挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

よって決定といたします。

整理番号2番につきまして10番委員をお願いいたします。

1 0 番

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号2番号について、10番が現地様さについて、報告いたします。

去る8月16日、7番委員、18番委員、私と立会人として行政書士立会いのもと共同調査を行いましたので10番が報告いたします。

申請人は伊佐市大口里に居住され、渡し人は伊佐市大口里に居住されています。

本申請は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅を建設するものであります。

申請地所在地は、伊佐市大口里字羽祢田島2筆、地目田、それぞれ171㎡と76㎡2筆で、合計面積247㎡です。

申請地はあゆみ保育園の北100mに位置し、農地区分はその他農地で、農振除外地となっております。東は農道、西は宅地、南は国道、北は田である。周囲に与える影響は無いと思われます。生活污水处理については、合併浄化槽を設置するとあります。

添付書類として全部事項証明、位置図、字図、委任状、建物配置図、建物図面、廃水処理確約書、被害防除計画書、被害防除に

関する誓約書、融資証明等が添付されております。

調査の結果を3人で協議しました、特別に問題はないものと判断いたしました。

以上のような理由により、委員皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

議長

只今の報告に異議は御座いませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。

整理番号2番に賛同される方挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

よって決定といたします。

整理番号3番につきまして3番委員をお願いいたします。

3番

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号3号につきまして報告いたします。8月16日、17番委員、3番委員と私、事務局長と申請人立会いものと共同調査をいたしました。

譲受人は伊佐市大口堂崎に居住されております。

譲渡人は、伊佐市菱刈下手字村ノ前に居住されております。

申請地は伊佐市菱刈下手字村ノ前、2筆畑で、合計面積は495㎡、転用目的は借家住まいのため、定年退職に当たり住宅建設するものです。

申請地は下手ふれあい橋の手前300m、菱刈から行くと右側市道沿い2m位上の畑です。農地の区分は2種農地です。

資金調達は自己資金で建設されるということです。

転用目的は住宅を建設するものであり、自己資金ということで計画も妥当であり、実現は確実と思われまます。

全体計画面積495㎡であるため妥当であると思われまます。

申請地の周りの赤線道路との境界がはっきりしないため、境界線をはっきりするようにとすることでありました。住宅を建設する前の方に、町道建設に伴い2m位のブロックを積んでありました。むしろ建設課は管理をしないといけないのではないかとすること、住宅の進入路を造る時点で建設課と充分協議をした上で、

工事に着手するように申し添えてました。

添付書類として、土地の全部事項証明、預金残高証明、位置図、字図、住宅平面図、被害防除計画書、汚廃水処理確約書、被害防除に関する誓約書が提出されております。

調査の結果、この申請については、許可相当と判断いたしました。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

只今の報告に異議は御座いませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。

整理番号3番に賛同される方挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

よって決定といたします。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」は申請件数3件、決定件数3件と致します。県農業委員会に諮問いたします。

議案第5号「非農地証明願」について、議題といたします。現地調査の報告を求めます。整理番号1番につきまして13番委員をお願いいたします。

1 3 番

議案第5号「非農地証明願」整理番号1番について、去る8月16日に6番、19番、13番で、現地調査を行いましたので、13番が報告いたします。

申請人は福岡県糟屋郡宇美町大字桜原に居住されております。

土地の所在地は、伊佐市大口篠原字城ヶ尾で篠原の諏訪神社北に位置しております。地目は田ですが現況は山林です。周囲の状況は、東側が田ですが天水田に近く現在は常に減反地とされており、西側は山林、南側は田、北側は山林となっております。

非農地となった時期は、昭和30年1月ごろで、非農地となった理由として、天水田であり常に水不足で、又面積的にも108㎡と小さく植林を決意しました。ということでした。

当該農地の現況は申請地全部であり、樹齢もかなり経っており、

このことから農地性は喪失しており、調査委員3人とも農地への復旧は困難であると判断しました。

皆様方のご審議方よろしくおねがいたします。

以上で私の調査報告を終わります。

議 長

只今の報告に異議はございませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。

整理番号1番に賛同される方挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

よって決定といたします。

整理番号2番につきまして16番委員をお願いいたします。

1 6 番

議案第5号「非農地証明願」整理番号2番について、去る8月16日に申請人の妻、立会いの元、8番、14番、私16番、3名で現地調査をいたしましたので16番が報告いたします。

申請人は伊佐市大口鳥巢にお住まいで、園田自治会、74歳であります。

申請地は、2筆で伊佐市大口篠原字栄口2筆で、合計面積が5,387㎡であります。

申請地の位置は、国道267号線の木ノ氏自治会より、山之口自治会へ約2km位行った所に甲斐焼酎屋の製造工場がありますが、その東側約100m位に位置し、東、南、西側山林に囲まれ、北側は市道であります。鹿、イノシシ等の被害に遭い、電気柵や網等を張り耕作してきたが、収穫を得ず、昭和59年4月から減反として休耕状態で、自然と原野化し、農地転用をしたいとのことで、今回申請されたものであります。

現地を調査した3委員共に、仕方がない状況と判断いたしました。

添付書類として、全部事項証明、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくおねがいたします。

以上で終わります。

議 長	只今の報告に異議はございませんか。 7 番委員
7 番	異議ではないのですが、質問いたします。総会資料には現況田となつていますが、原野に成っているのですか。
1 6 番	原野です。 集落自体、人家が在るのですが、ほとんどの家が空家に成つていて、昼の 2 時頃行つたのですが、鹿が 7～8 頭道路に出ている、話に聞くと、44～5 頭の群れを成して昼間でも道路を堂々と歩いている状況であるということでした。残念な事ですが山之口地区の水田が地域的に今後どうなっていくのか心配しているところです。
事 務 局	非農地証明願の地目について、現況というのは電算により、固定資産税台帳から引いておりますので、税金関係での現況に成つています。実際は山、原野化されております。
議 長	別にありませんか。 (異議なしの声多数) 異議が無いようですので採決を致します。 整理番号 2 番に賛同される方挙手をお願いいたします。 (全員挙手) よって決定といたします。 整理番号 3 番につきまして 11 番委員をお願いいたします。
1 1 番	議案第 5 号「非農地証明願」整理番号 3 番について、去る 8 月 16 日に 5 番、会長、私 11 番、事務局、申請人立会いの元現地調査をいたしましたので 11 番が報告いたします。 申請人は伊佐市大口大田に居住されております。 申請地は、伊佐市大口牛尾字木崎原、地目畑、面積 354 m ² です。 調査の結果以前は桑畑でありましたが申請人の夫が病気になりそのまま放置し 30 年前になります。現況は竹林となっています。 申請地の位置は、北さつま農協大口野菜集荷場の北側、牛尾小学校野南側になります。 周囲の状況は、東側は山林、西側は山林化している原野、南側が原野、北側が山林となっています

非農地となった時期は、平成1年10月頃、全面竹林化していて農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、全部事項証明、字図が添付されております。委員の皆様方のご審議方よろしくおねがいたします。

以上で報告を終わります。

議 長

只今の報告に異議はございませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。

整理番号3番に賛同される方挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

よって決定といたします。

整理番号4番につきまして8番委員をお願いいたします。

8 番

議案第5号「非農地証明願」整理番号4番について、去る8月16日に14番、16番、と申請人立会いの元、現地調査をいたしましたので8番が報告いたします。

申請人は伊佐市大口鳥巢に居住されており自治会は園田自治会であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口里字湯ノ上、地目は田、現況は原野、面積は343㎡、伊佐市大口篠原字栄ノ口、5筆、地目は田、現況は原野、総合面積は5,913㎡です。

周囲の状況は、東側が原野、西・南側が山林、北側が市道であります。

非農地となった時期は昭和59年4月頃、原因としては、周囲が山林化し、鹿・イノシシが多く耕作が不可能になったものです。

当該農地の現況は全面原野化しており、農地性は喪失して農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、全部事項証明、字図が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくおねがいたします。以上で報告を終わります。

議 長

只今の報告に異議はございませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。

整理番号3番に賛同される方挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

よって決定といたします。

整理番号5番につきまして17番委員をお願いいたします。

1 7 番

議案第5号「非農地証明願」整理番号5番について、去る8月16日に3番、事務局、と私で、現地調査をいたしましたので17番が報告いたします。

申請人は伊佐市菱刈前目に居住されております。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈前目字白坂、地目は畑、現況は山林、面積は183㎡、で県道川西菱刈線を市役所菱刈庁舎から徳辺方面へ500mの所を左に約300m山手に入った所です。

周囲の状況は、東・西・北側が山林、南側が原野となっており、労力不足と周囲が山林化した為に昭和60年3月頃から、未耕作となり、約25年前植林をして放置したとの事でした。

現地調査の結果、当該農地の現況は全面山林化しており、農地性は喪失して農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、全部事項証明、字図が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくおねがいたします。

以上で報告を終わります。

議 長

只今の報告に異議はございませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。

整理番号5番に賛同される方挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

よって決定といたします。

整理番号6番につきまして5番委員をお願いいたします。

5 番

議案第5号「非農地証明願」整理番号6番について、去る8月16日に11番、会長、事務局、と私で、現地調査をいたしましたので5番が報告いたします。

申請人は伊佐市大口山野に居住されております。

申請地の所在地は、伊佐市大口山野字松ヶ平、地目は畑、現況は山林、面積は 1,540 m²です。桑畑であったが養蚕を行なわなくなった際に桧を植林したとの事で今回非農地申請されたものです。

周囲の状況は、東・西・南・北、四方が山林に囲まれた所です。非農地と成った時期は平成 1 年 7 月頃、桑園と利用していたが、養蚕を行なわなくなり、耕作放置、植林をした事によるものである。当該農地の現況は全面、桧を植林されている状況であり、農地性は喪失して農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、全部事項証明、字図が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくおねがいたします。

以上で報告を終わります。

議 長

只今の報告に異議はございませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。

整理番号 6 番に賛同される方挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

よって決定といたします。

議案第 5 号「非農地証明願」については申請件数 6 件、決定件数 6 件と致します。

以上を持ちまして議案の採決を終了いたします。

事 務 局

これで平成 22 年度 第 4 回農業委員会総会を終わります。

終了時間 午前 10 時 40 分